

第4回 いきいきプラン推進委員会 議事録

日時 平成27年4月21日（火）14:00～16:00

会場 スマイルなかの3階AB会議室

1. 開会

委員長：第4回の推進委員会をはじめさせていただきます。

まず、委員の交代が一名あったので、事務局長より説明を願う。

事務局長：委員の交代について説明

委員長：では事務局より資料の確認をお願いします。

事務局：事前配布資料、当日配布資料の確認

委員長：本日の協議事項は3点である。1点目は平成27年度の取り組み内容と達成目標についての検討である。2点目は第2回なかの地域福祉推進フォーラムについて、そして3点目が今後の日程についてである。

本日の委員会の目標の1点目は平成27年度の取り組み内容と目標についてであるが、前は平成26年度の取り組みと評価を社協の事業、区民への広がりを含めて振り返り、残された課題を共有化し、平成27年度の取り組みについて活発な議論をいただいた。今回は平成27年度の各重点目標の取り組み内容を確認し、その達成目標を皆さんと一緒に設定したい。2点目は第2回なかの地域福祉推進フォーラムについてであるが、第1回なかの地域福祉推進フォーラムの報告書で共有化された課題や参加者から出された意見を確認し、第2回なかの地域福祉推進フォーラムの企画案と今後の進め方についてご意見をいただく。企画委員会を6月から立ち上げる予定のため、企画にご協力いただく委員を募集したい。

2. 協議事項

(1) 平成27年度の取り組み内容と達成目標について（資料1）

◆[重点目標④ 解決しにくい課題にみんなで取り組む]について

委員長：では協議事項に入る。平成27年度の取り組み内容と達成目標については重点目標ごとに、意見交換を行い、それぞれの目標設定を行いたい。いつも重点目標①②に議論を割ってしまうので、今回は重点目標④から議論をはじめたい。それでは事務局から説明をお願いしたい。

事務局：重点目標④について資料を説明

委員長：解決しにくい課題ということで、先駆的な取り組みが並んだように思う。少し細く説明をしてもらいたい。まず一点目はあんしんサポートについてである。本年度から開始となる中野社協の新しい独自の事業である。6月から始まるとのことだが、事業の内容と準備状況についてももう少し詳しく聞きたい。

次に二点目はこの4月から始まっている生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業について。中野区における取り組み状況、これは社協サイドからも行政サイドからも聞きたい。

この二点について補足的な説明を願う。

事務局：あんしんサポート事業の流れについてご説明する。まず、前回の推進委員会で次回の推進委員会にはパンフレットをお渡しして説明するという話になっていたが、金額等確定しなかった要素があり、今回資料としてお渡しすることができなかったことをお詫びする。

では、資料1の4ページをご覧いただきたい。ここで基本サービスとオプションサービスとい

うことでサービスを羅列している。このサービスは中野区内に住む65歳以上の単身高齢者で、判断能力が十分にある方を対象とする。判断能力がおぼつかない方に関しては地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を活用していただく。ゆえに、判断能力としてはしっかりしているのだけれど、一人暮らしで将来のことが不安だという方が対象ということとなる。

実際のサービスについて、基本サービスは基本料金で年額15,000円と設定している。その中で定期的な訪問を年4回行うことと、「あんしん電話」として月2回安否確認などを電話で行うことを考えている。利用者からの相談によっては職員が訪問に行くということも多いのではないかと考えている。こうしたサービスや相談を基本に、地域で生活する方の状況を確認しつつ信頼関係を構築するということが重要なのではないかと考える。

さらに希望する方に関してはニーズに応じたオプションサービスを用意している。体調などの問題で外出が難しい方に対して払出しや各種支払いなどを行う金銭管理サービス、入退院とそれに関わる支払いや、退院後の生活に必要な簡単な家事援助一連の支援を行う入退院付き添いサービス、急に入院してしまったときにあらかじめ用意しておいてもらったバッグを病院へ届ける入院バッグお届けサービス、ほほえみサービスと連携しながら行う日常的な家事援助等のサービス、利用者が亡くなった後のことを支援するということで死後事務の一連の支援ということも考えている。死後事務については、死亡後は預金も凍結されてしまうので、預り金という形で4~50万円くらいを社協でお預かりし、死後の火葬等の一連の手続きや家財の処分等を支援する。それに伴い、身寄りのない方については財産の行き場がなくなってしまうので、司法書士や弁護士といった専門職と連携し遺言作成の支援も行っていきたいと考えている。

サービスの概要は以上となるが、先日社協の理事会において関係機関との連携はどうなるのかという質問をいただいた。あんしんサポート事業は日常的な安心を提供するという事業となるので見守りが基本となってくる。しかし、あんしんサポートによる年4回の訪問と月2回の電話だけでは十分ではないと思うので、地域の活動団体や町会・自治会の見守り活動、民生委員の訪問などと連携する必要がある。あんしんサポートのサービスを利用する方には利用者本人の同意を前提に民生委員と面会をしていただいたり、民生委員の訪問調査の際に職員が同席させていただいたり、積極的に区の見守りサービスと連携を図り、利用者が孤立することがないようにしていく。またその方の生活の質を上げるために、単に見守られているということだけでなく、外出できる方であればまちなかサロンや高齢者会館の活動などの地域の社会資源につなげ、我々のサービスを利用することによって地域で楽しく暮らせるようになるというようなサービスを目指していきたいと考えている。

委員長：それではもう一点の生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業についての取り組みについて説明を願う。

事務局：生活困窮者自立支援法が今年4月に施行された。事前資料として今年4月1日付で生活困窮者自立支援相談窓口ということで中野区に設けられた窓口のパンフレットをお配りした。この窓口は社会福祉協議会ではなく、区の方で他法人の事業ということで進められている。簡単に概要を説明すると、生活保護に陥る前の段階で相談者の方の相談を受け止め、包括的な支援を行いながら、最終的には就職等の自立へつなげていくという仕組みである。では社会福祉協議会はこれとは無縁かというのと、重点目標④でも取り上げているように、生活福祉資金の仕組みと重なっている部分かなりあり、借受人が貸付後貧困に陥る場合もある。就職が難しく生活費に困窮するケースやリストラにあって失業している間の生活費に困窮するというケースもあることを考えると、貸付がなかなか自立につながらないという状況もあるので当然そういった場合は自立相談支援窓口と連携していくというケースが今後具体的に始まっていくのだろうと考えている。実際、すで

に何件かのケースで連携をもって取り組んでいるところである。

生活福祉資金の仕組みも大きく変わってきており、中野くらしサポートの窓口からの紹介でなければ貸せないという資金も出て来ている。制度的にも具体的な連携をもって、生活に困窮している、自立につながらない方への総合的なサポートを連携して行っていくという取り組みがこれから具体的に始まるということをご理解頂きたい。

あともう一点ご紹介すると、生活困窮者自立支援法の中には任意事業がいくつかあり、区市町村で自由に選択できることになっているが、その中の一つである学習支援事業について中野区では取り組むこととなっている。低所得世帯の子どもの学力低下は大きな問題となっているので、小学校の高学年を対象としている学習支援については区からの受託事業ということで5月中旬から社協で事業を開始するという事になっている。現在、区内の福祉施設をはじめ何か所かの会場で開催できるように取り組んでいる。

委員長：学習支援は何か所で行うのか。

事務局：4か所で開催する。3か所は区内の高齢者施設、1か所は区内の短期大学となっている。

委員長：この分野も中野の福祉を考える上でも、住民生活を考える上でも非常に重要な事業であると思う。計画策定の際、私も提案させていただいたあんしんサポート事業も含めて、今年度の達成目標についてご意見ご質問はいかがか。

委員：あんしんサポート事業を行う部署が元々成年後見事業、地域福祉権利擁護事業を行っている部署ということで、成年後見制度の普及を含めた課題への取り組みというように認識している。今回新規事業としてあんしんサポート事業を実施することのだが、成年後見制度が十分に使われているのかという声が色々な場面で聞かれ、区の方に問い合わせも来ている。この資料でも26年度の成果として障害者の相談が増えているとあるが、認知症の方も増えていることを考えると、成年後見制度の需要も増えると考えられる。しかし成年後見制度の対象となるのに、生活に困っているのに、後見人への報酬の支払いという金銭面の問題がネックになって制度利用を躊躇してしまうという声を聞き、今回、親族後見の場合に低所得世帯を対象として社協から報酬助成を行い、そこへ区から助成をするという形で連携して成年後見制度利用への支援の充実を図っている。また申し立て費用が用立てられないという声もあるので、申し立て費用も含めて一体的な形で成年後見制度の普及を推進したいと考え、社協には取り組んでもらっている。この達成目標のところへはあんしんサポート事業のことだけでなく、成年後見制度の利用推進ということでの取り組みについても記載していただきたい。

事務局：まさに今ご指摘があったように、新規事業ということで区からの委託事業として報酬助成と申立費用の助成を社協が窓口となって今年度から取り組むこととなっている。いわゆる低所得の方でも必要な方には制度をご利用いただくということを考えている。

委員長：参考までに助成はいくら位出るのか。

委員：報酬助成については家庭裁判所が認めるものなので、在宅であれば28,000円、施設であれば18,000円というのが一つの目安となる。そのため上限はその辺りになるのだと思う。しかし、対象はどなたでもとはいかず、区長申立の場合と同じように、「生活保護相当」の方が対象となる。「生活保護相当」というのもわかりにくいとよく言われるが、住民税非課税世帯のことである。

委員長：では非課税世帯であれば全額助成が出るのか。

委員：あくまでも後見人から請求していただく形となるので、元々後見人の方が本人の財産状況を把握した上で後見を行うということが前提となるので、本人の財産の中から報酬が払えるのであればそれはそこから払っていただき、払えない、不足するといった部分を助成するという形である。

委員長：目標の数を出すというのはなかなか難しいとは思いますが、成年後見制度の利用数を増やしていく

ということは社協側から見ても重要なことなのではないかと思う。成年後見については、障害者の話も出ていたが、他にはいかがか。

委員：知的障害の方々の方々の生活を考えると、就労先が限られており年金と少ない工賃でやりくりをしていかなければならず、後見人をつけたくてもつけられない現実がある。親が高齢化しており、身寄りはお互いに知的障害を持つ兄弟だけというケースもある。後見人をつけたいのにどうしてつけられないかと言えば、やはり金銭面の問題である。先ほど出た助成額の28,000円や18,000円というのは年額か。

委員：月額である。

委員：であれば十分である。こういう制度があると本人の生活を向上させられるのではないかと思い、大変うれしく思う。

事務局長：まずはそういう制度があるということのPRを行っていかねばならないと考える。

事務局：今、助成についてのチラシをお配りしているので、参考にさせていただきたい。

委員長：精神障害の方も含めて、ぜひ社協で行政と連携して取り組んでいていただきたい。その他についてはいかがか。

あんしんサポート事業については民生委員との連携も重要になるかと思うが、その辺はご議論いただいているか。ひとり暮らし高齢者については普段からかなり見守りもされていると思うので、事業の普及啓発をお願いできると良いと思うのだがいかがか。利用者は増えそうか。

副委員長：必要な方はたくさんいると思うが、つなげるのがとても難しい。どんな風にしたら良いかと思う。民生児童委員としては今後高齢者調査の機会もあるので、そういった際にこのチラシなどを持参してPRしてつなげていきたいと思う。しかし我々が直につなげるというよりは地域包括支援センターを経由してというケースの方が多いのではないかと思う。難しいケースは包括へ流して行政へつなげるのが役割ととらえているが、甘いだろうか。もう少し我々が直接あんしんサポートの方へつなげていった方がいいのか、今までのように包括へつなげて包括のケアマネージャーから働きかけてもらった方がいいのか迷う。

事務局：この事業も成年後見制度もそうだが、非常にわかりづらいということがあるので、パンフレットを作成して配布するだけではなかなか伝わらない部分があると我々も思っている。そのため、民生委員をはじめとした関係機関や利用者となる区民の方々へも説明会のようなものを開催して、具体的にどんなことをサポートしていくのかということの説明する場を設けたいと思っている。

副委員長：社協がこういうことをやっているのをつなげると言っても、高齢者の方が信じるのかということも不安に思っている。どのように勧めればいいのかと考えてしまう。

委員長：民生委員の皆さんが勧めるには、社会福祉協議会がどういう組織であるのかを説明していただき、大丈夫な組織ですよとお伝えいただいた方が信頼していただけるのではないか。

副委員長：高齢者困りごと支援事業やほほえみサービスは皆さん使われているので、それと同じように使えるということを伝えていけばよいかと思う。

委員：今高齢者は出費が多い。だからこのように出費を伴うサービスに対してはどちらかという拒否的である。いざというとき、本当に困ってからでないと真剣には考えて貰えない。我々もランチの集いを開催するときに情報提供を行っているが、何回聞いても自分に必要がないことは胸に落ちていない。

副委員長：こちらが必要ですよと言っても、「自分は必要どころまではっていない」と思っている方が多いので、こちらがこちらの方に必要だと思ってもなかなか利用してもらえない。

事務局：一方で、このサービスについてはまだ理事会・評議員会と、一部民生委員の方にはしかお伝えしていないが、すでに問い合わせが何件か来ている。自分の行く先々のことを考えて、興味関心

を寄せている区民の方はいらっしゃると思う。あとは身寄り、頼れる人がいないという方が潜在的に多数存在すると事務局では考えている。

委員：友愛クラブが、啓発の受け皿としてはいいのではないかと思う。

委員長：パンフレットだけではなかなか伝わらない部分もあると思うので、高齢者の方の口コミなどで信頼度を高めていくなどする必要はある。

委員：資料を見ると、現在地域福祉権利擁護事業の相談者が増加して13人から20人となっているが、潜在的には数倍、数十倍の方がいると思う。ただ、どこへ相談したらいいかまだ分からないのだと思う。これは一般人でも初めての人はわからない。私もここで話を聞いて初めてわかった。情報の流れをどういう風にするのか、そして実際に必要な人にどう支援をつなげていくのかということが重要である。ただ待っているのではなく、こちらから調べてアプローチをしていくことが必要なのではないかと思う。知的障害や精神障害のある方は誰に相談していいのかわからないのだと思う。

委員長：そこへ切り込むのがプロである。

委員：区報など、様々な書類等が送られてくるが、高齢者は視力障害もあるためほとんど見ていない。訪問すると、郵便受けにいっぱい書類が詰まっているということもある。サロンで『区報がきても字が小さすぎて見えない、わからない』という声や『もう少し字を大きくするよう働きかけてくれ』という声をいただく。区報にはいい情報もたくさん載っているし、チラシなどもお渡しするが、やはり字が小さいと言って見ていただけない。高齢者に必要な情報がたくさん書いてあっても読むことが難しいので、もう少し高齢者に見やすいものを作ってほしいということを伝えてほしいと言われたので、お伝えする。

先ほど委員もおっしゃったように、たくさん情報が流れていても、自分が困っていないとき、興味がないときは伝わらない。

委員長：今後社協で高齢者向けの広報物を作成する際は、一度事前に高齢者の方に見ていただければどうか。職員は皆若いので視力的には困っていないのでわからないのではないか。また、どうしても説明しなければいけないというこちら側の思いでつい説明的になってしまうが、理解してもらうことが重要である。町会・自治会、民生委員、老人クラブなどを含めて情報をひろげていく事が大切ではないかと思う。

事務局：成年後見制度についてはかなり力を入れて広報をしている。現在、担当課長をはじめ、寸劇を交えて出張相談という形で制度の説明を行っている。必要にならないとなかなかつながらないというのはまさに情報の流れをどうするかということだと思う。情報をよく理解できる方によく知っていただいて、相談を受けた際に社協へつなげてもらうというのがこれまでのルートであり、有効に活かせるルートなのではないかと思う。ぜひ、区民の方も身近に成年後見制度の対象となるような方がいらっしゃれば、つなげていただくという役割もあるのではないかと思う。すべてを理解するという事は難しい。私が先日障害者自立支援協議会に出席した際に、障害をお持ちの方から「成年後見制度は障害者の権利を奪うのではないか」という発言があった。後見人になる方と当事者との意思の疎通をきちんとしていかないと難しいのだなと感じた。そういう意味では障害者の利用を成年後見制度も含めて権利擁護の事業から増やしていきたいというのが社協の大きな目標である。

委員長：少し前に後見人の問題が議論になったので、そういう発言もあったのかも知れない。委員が成年後見のことはあまりよくわからないとおっしゃったように、中間の立場の方では成年後見制度はよくわからないし、実際支援をする団体側でもよくわからない面もあるだろうから、地域の中でも中間に立つ方がサポーターといったような形で、まずそういった方がしっかりいて、伝わるように、単なる広報だけではない形で戦略的に取り組んで頂きたい。

委員：確かに本人との意思決定という点に鑑みると成年後見制度は意味があると思う。そして、実際に生活を守る上では、財産管理や障害を持っている人々の気持ちを聞いてくれる人が一人でも増えることによって意思確認ができるので、決して悪いことではないと私は思う。

先ほどあんしんサポート事業のところ、65歳以上の単身の高齢者となっていたが、障害をお持ちの方とその親が二人きりで住んでいる場合だと、親にとっては子どもの将来も気になるが、自分自身の死後の問題がもう一つ大きな問題となっている。オプションサービスでも金銭管理など色々していただけるので安心感があると思うし、費用がどれくらいか関係してくると思うが我々支援団体としても大きな力となるもので嬉しく感じる。現在、障害を持った兄弟二人が親を亡くされた後にグループホームに入ってもらえれば支援する側は安心なのにどうしても今住んでいる都営住宅に二人で住み続けたいと希望されている。区役所と我々作業所の方で見守りをやっている。その際、制度上の支援では不足することがたくさん出てくる。年に4回訪問、月に2回の電話での安否確認だけでもありがたい。その方々のお盆や正月をどうするか本当に困る。ヘルパーステーションがようやく入ってくれるようになったので日々の生活の様子を見に行くことが出来るようになったが、その方々のお盆や正月をどうしようかというケア会議を開いたりする。ケースワーカーの話では、精神障害者の方など心配な方はたくさんいるとのことだった。潜在的なニーズをいつもひしひしと感じているので、この取り組みが進めば自分らしい生活が実現できるのではないかと思う。

委員長：今回は対象者が原則単身の65歳以上の高齢者となっているがこういったケースはどうか。

事務局：その点はこれからも検討してまいりたい。

委員長：今年度の目標も10人ということでもかなり控えめになっているが、必要とされている方はもっと多いと思うし、様々な業務の量もあると思うので、今年度はモニタリングをして報告頂きながら今後の発展を見守りたい。

副委員長：5月末から民生児童委員による高齢者訪問調査が始まるので、その前にあんしんサポートのわかりやすいチラシやどこに連絡したらいいかということをしかりと周知していただきたい。我々民生委員もチラシを配布したいと思う。

事務局：それに向けてただ今準備を進めている。

委員長：A4一枚両面刷りくらいでわかりやすく作成すると良いと思う。また次回の推進委員会でこの新たな取り組みに関しては状況をご報告頂き、検討してまいりたい。

◆[重点目標③ 困ったときに助けあえる地域を作る]について

委員長：では重点目標③の議論に移る。事務局より説明願う。

事務局：重点目標③について資料を説明

委員長：委員の皆さん、ご質問ご意見はいかがか。

委員：高齢者困りごと支援事業だが、社協は全区的な広がりをもって行っているが、白鷺の高齢者会館では会員を対象として独自の困りごと支援を行っている。町会でもそういった取り組みを行っているところもあると思うが、社協でそういった地域の動きを把握していたら教えてほしい。全区的な動きと個々の地域での動きといったように、支援体制が複層的にあった方が頼みやすいし、地域の輪の中だと地域での関係がより深まるということもあるのではないかと思う。そういったことも含めて社協の活動を充実させていくと良いと思う。

事務局：高齢者困りごと支援事業はこの3月まで中野ボランティアセンターで統括していたが、今年度4月よりほほえみサービス事業の統括となった。

相談を受ける中で、実際には介護保険の生活支援サービスに該当するような相談も多い。今後はこの後ご説明差し上げる福祉なんでも相談と併せて対応できるようにしていく。6月以降は地域活動推進課の3つの部署が連携して事業ができるように3階のフロアに集結して取り組む予

定であるが、現在高齢者困りごと支援事業は4階のフロアへ移動している。

高齢者困りごと支援事業に関しては、委員の話にもあったように、北では高齢者会館に登録している方からは住所の提供を受けていることと地域の人同士顔が見えているということで困ったことがあれば高齢者会館へ相談するというところもある。

南では直近で言うと、東部地域で区民活動センターの中で東部あいあいステーションという団体が立ち上がった。その団体が月曜から金曜まで毎日午後の2時間電話相談でちょっとした困りごとの相談を受け、登録しているサポーターの方たちが二人一組で、簡単で何度も相談を受ける方に関しては一人で、実際に対応するという事業を始めている。この事業は、社協が実施している高齢者困りごと支援事業の依頼件数を地域ごとに見ると東部地域が一番多かったことから、「東部ばかりこんなに利用が多いのは東部に地域での助け合いがないのではないか」ということで、話し合っ始めて始められたという経緯がある。一年目は社協の高齢者困りごと支援事業の利用が激減したが、今年はまだ三番目か四番目くらいの多さに利用数が上昇してきた。困っていることを困っていると言って良いということがわかった方や、これまで困っていることをどこに相談していいのかわからなかった方たちが、相談していい場所があるのだということがわかってきたことで『ちょっと助けてほしい』と言えば助けてもらえるまちが出来てきていると思うしかない現実がある。相談できる窓口ができればできるほど相談はある。つまりこれまで拾えなかった地域のニーズが拾えるようになるということが成果である。

あと南では、本日も代表に委員としてご参加いただいているが、南中野ボランティアコーナーが電話相談と買い物や掃除といったようなもう少し踏み込んだ活動を『困りごと』とはおっしゃらずにボランティアコーナーの活動として21年間続けてこられている。弥生のボランティアコーナーでも困ったときには助けてあげられるが、現在は1対1の活動はかなり減ってきているとのご報告をいただいている。さらに上高田ボランティアコーナーふれあいの会でも電話があれば支援するという体制があるが、電話自体は入っていても介護保険制度が導入された後は実際の依頼の電話はないということである。

高齢者の困りごとで言えば、町会の方々がボランティア保険の加入にいらっしゃるときに少し尋ねてみると「それくらいは町会でやっている」とおっしゃる町会もあり、電球の交換くらいなら民生委員の方がご主人に頼んでやっていたり町会の婦人部の方がご主人に頼んでやっていたりして、現実には電球の交換位ならなんとかなっているという方もいる。一方、近所であるがゆえに他人には家の中を見られたくないとか、これまでは近隣の方に頼んでいたがこれ以上近隣の方に無料でやってもらうのは悪いという今どきの風潮もあり、電話一本で手軽に頼めるのであればそちらの方がいいということで依頼件数が増えてきているという背景もある。高齢者困りごと支援事業は男性がボランティアとして活動できる数少ない場の一つであるので、資料の重点目標②の中にある、男性が地域に出る場づくりと併せて取り組んでいけるのではないかと考えている。今取り組んでいらっしゃる団体にも少し手を伸ばしていただき、男性の協力会員を増やすきっかけとしていただくということも考えている。

委員長：ベースとしては地域で、という体制がありつつも全区的には社協が地域と連携して取り組むことがいいと考える。

事務局長：サポーターの男性は仕事を終えた後の利用者の方々との会話が楽しいとよくおっしゃっている。

委員：様々なきっかけにできる取り組みだと思う。頼みやすいし、先ほどから話に出ているように男性も参加しやすいという面もある。この良さをうまく伸ばしていければ良いと思う。

委員：現在、町会で見守り支えあい活動を行っており、名簿掲載者に訪問活動を行っているが、その中

でもちょっとした困りごとの話が聞かれて、手伝いに行ったりしている。見守り支えあい活動を行う中で大変困っているのは、障害者の情報が全くないということである。名簿には載ってくるが、見守りの担当になった人にはこの人は何の障害があるのかはわからない。精神障害をお持ちの方であれば「町会の見守りで来ました」と言っても受け入れられないだろうという声があり、二の足を踏んでしまい、なかなかその方のところだけに名簿には載っているが訪問には行けないという状況である。どこに尋ねてもそういった情報がいただけず、民生委員もそういった情報は持っていない。ただどうするかと顔を見合わせているだけである。

副委員長：見守り支えあい名簿の中では障害者かどうかの区別の記載はないのではないかと。

委員：直接の記載はないが、年齢が50代や40代と記載されていれば高齢者ではないので、障害者であるということが必然的にわかってしまう。

委員長：見守り支えあい名簿への掲載について高齢者は“手下げ方式”だが、障害者の場合は“手上げ方式”である。障害者は見守ってほしいという意思表示をしている。だからどのような障害をお持ちかということを行った方がいいと個人的には思うが、皆さん勇気がいる事なので、なかなか難しい問題である。

副委員長：統合失調症の方で手を上げている方が意外と多いので、訪問することでかえって症状を悪化させてしまうのではないかと心配に思う。

委員：ご本人が手を上げている方と、ご家族が手を上げたという方とがいる。重度の精神障害をお持ちということになると対応が大変難しいので教えてほしいが、障害はどこへ問い合わせをしても決して教えてはくれない。

委員長：これは区としても組織的に検討した方が良いのではないかと思う。住民の立場から考えるとよくわかる。障害の事業者が昨年度までに障害者の方への支援計画を立てることが全国的に義務付けられた。まだ作ることができていない自治体もあるが、そのあたりとの絡みもある。一方で個人情報の問題もある。伺っていると町会の方々は躊躇されている様子である。

委員：認知症の場合は近隣同士で気が付く。高齢者夫婦の一方が救急車で運ばれ、もう一方の認知症の方だけが残ってしまった場合に近所でご飯を届けようなどといった見守りが自然にできている。しかし障害者の方の場合はそういうことがなかなかできにくい現状がある。先ほど委員がおっしゃったが、お盆や正月でもご近所の方々は生活しているので、そういう情報が分かれば行くことができる。

事務局長：見守り支えあい名簿では名簿に掲載されている障害者の方への訪問はしなくていいと言われているのか。

事務局：実際どのような活動をするのかは町会ごとに自由に任されている。

委員長：本人は見守りをしてもらいたくて手を上げているのに誰も来ないと思っているかもしれない。これは検討が必要である。

副委員長：町会の見守り支えあい活動で地域包括支援センターやすこやか福祉センターの保健師へ連絡しても答えてもらえないとは思いますが、民生委員であれば少し共有させてもらえるのか。

委員：民生委員も若い世代の方々の障害の情報は持っていない。

副委員長：すこやか福祉センターの保健師は把握していると思う。

委員：前回も問題提起させていただいたが、名簿に掲載してほしいと手挙げをしている方はまだいい。

中野区には手帳保持者だけで一万数千人の障害者の方がいる。ということは、潜在的に言えば、発達障害や難病といったこれまでとは違った側面を持つ障害も出てきているので、もっと多くの障害者の方がいるのではないかと思う。しかしその潜在的な存在を掘り起こすということはとても難しい。本人が名乗り出なければ把握できていないということがあり、非常に難しい問題なのだが、少

なくとも潜在的となっている部分以外の部分に関しては何か策が施せるのではないかと思う。

障害者自立支援協議会で、町会、民生委員と我々支援機関とが一緒の会議で問題提起をした中で色々な実態が出てきている。そういったことも踏まえて、我々民間でできる部分と行政が携わっていかなければできない部分との問題の整理が今必要になってきていると思う。

委員長：高齢者についての取り組みはだいぶ進んできたと思うが、次は障害者についての取り組みが重要である。現在、災害時要援護者についての調査も区が訪問しているので行政にも関わっていただくことは大切である。

社協でも地域担当制を置いているし、全部というわけにはいかないであろうが、モデル的なところで民間として関わっていき、少々実験的にでも取り組むべきである。せっかく本人は手を上げているのに誰も来ないというのはおかしい。

委員：とらえ方によって幅があると思う。本当に来てもらいたいと思って手を上げているのかということ実はそうではないのではないかと私は思う。何かあったときに手を差し伸べてほしいというレベルで手を上げているという方もいると思うので、相手がどういう意向で手を上げたのかということ丁寧を確認していく必要があるのではないかと。先ほど、認知症の方に対しては支援することが出来るという話が出ていたが、一方でデイサービスの名前のついた車には近所には来てほしくないという声も聞く。障害者は個々の違いが大きいので、場合によっては訪問してもらおうという濃厚な接触までは望んでいないケースもあるのだと思う。そういう時にどうアプローチするかについて、今のところまだ策は持ち合わせてはいないけれども例えば情報を持った人が初回だけ一緒に訪問するとか、入口の部分の部分をどうにか工夫するなどしていかなければならないと思う。

委員：しかし災害時に助けてほしいと言われても普段からの接触がなければ、災害時に助けようがない。

委員：平常時があって災害時があるということもよくわかる。

委員：手は上げたけれどもすごく来てほしいというわけでもないという、その感触はどういう形で把握できるのか。障害者でも積極的な人は防災委員会などを設置しているので、私は“手上げ方式”というのは、本当に助けてほしい人が手を上げているのだと思う。我々の作業所には100名以上の障害者の方がいらしているが、内容を理解されている方はそんなにたくさんはいらっしゃらない。だから手を上げた人というのは本当に助けてほしい人だというように受け取るのだが、その感触の違いはどうか。

委員：それは我々も理解に困るところで、災害時の要援護者についての名簿も“手上げ方式”の仕組みである。その場合は本当に災害があった際には助けてほしいということだと思う。一方で見守り支えあい名簿については、外部から気にかけるという取り組みのために情報を渡しますということであり、必ずしも接触することについては言っていない。あくまで気付くための材料にするために町会に渡すと言っているのである。確実に接触するということを断った上で手を上げていただいているのであれば、委員の話ももっともだと思うが、我々が投げかける時に接触するということを断ればいいのではないかとされるかもしれないが、現状では投げかける時に何かあったときに周りから気にしてもらおうことだという前提で手上げをしてもらっている。

委員：見守り支えあい名簿の内容というのは、70歳以上の単身者と75歳以上の高齢者のみで構成する世帯、それから何かあったときに助けてほしいという手上げをした世帯である。つまり障害者に関しては災害時に助けてほしいと手を上げた方というのがその中身となる。

だから70歳以上の単身者と75歳以上の高齢者のみで構成する世帯に対しては、このような名簿に掲載するが反対であれば意思表示をしてほしい、という通知が送られ、反対の意思表示をするとうと名簿不掲載となる。ところが障害者の場合は手を上げなければ名簿には掲載されない。

事務局：名簿に掲載されている方が手を上げているか上げていないかということはあるが、接し方をそ

それぞれの町会に任せているということは、高齢だから障害だからということで差があるわけではない。危惧しているのは障害を持っているけどよくわからないからそのまま残されるということである。

委員：今度の災害時要援護者の名簿と統合されてなくなるが、これまで防災会では非常災害時救援希望者登録制度という制度があり、名簿があった。その名簿は完全に自ら手を上げた人しか掲載されなかった。その内容は、身体障害、難病、精神障害、知的障害のある方だった。しかし実際に手を上げる人はほとんどおらず、名簿登載者はどんどん少なくなっている。高齢者で障害のある方がいると、亡くなったり施設入所したりしてどんどん名簿からはずれていく。また、精神障害や難病の方で自ら手を上げる方はなかなかいない。実際名簿は町会ではなく別組織である防災会で管理をする。行政でも防災会役員には公開し、何かあった際には防災会の方々が助けに来てくれるという内容になっている。しかしそれでも手を上げる人はほとんどいない。年2回更新しているが、もう何年も更新されていない。自分の町会でいうと8年前に一人更新したかどうか、という程度である。そしてどんどん名簿登載者の数は減っていく。そういう現状ではよくないということで、災害対策基本法の一部が改正されて各自治体で災害時に支援が必要な方が避難する場合に要援護者の名簿を作成して備えるようにするという法律になった。中野区でもその名簿はできているはずである。しかし、名簿はできたけれども、その中身や具体的にどう運用するかについてはまだ議論されていない。

委員長：すでに区民活動センターに名簿は設置されていて、災害時には開示することになっている。すこやか福祉センターでも支援の必要性が高い方順に訪問調査を行っている。災害時の支援計画については少しずつ行政が取り組んでいる。だから社協の役割として重要なのは、委員がおっしゃったように住民サイドからアプローチできるかどうか、どうアプローチしていくのかということである。これはなかなか行政に取り組んでくれとは言えない分野である。

事務局：障害を持っている方だからわからないという住民の皆さんの感情が積もっていくのが怖いと少々危惧をしている。

委員長：日常的な関わりを作っておかなければ、災害時に支援をするというのは無理である。東日本大震災では障害者の方は本当に苦労をされた。福島原発事故の際も置き去りにされてしまった。

事務局：手を上げている方にしか訪問しないということは課題だと思う。

委員長：これは行政からではなく、社協から取り組んでいくべき課題である。事務局とも議論したが、プロジェクトや検討委員会に行政や住民代表に入っていただき、現状も含めてあり方を議論する必要がある。町会・自治会も熱心に活動されているところほど悩んでいる分野である。

重点目標③について、他にご意見はいかがか。困りごとに関連して言うと、来年度に向けて検討していただきたいのは、これは社協だけの問題ではないが、2017年度から介護保険で要支援1と要支援2の方に対しての訪問介護と通所介護が介護保険事業から外れて各自治体の事業となる。これは住民やNPO、社協の事業にとって非常に大きな転換点となる。要支援1・2の方々のニーズとはいったい何かということ、行政も含めて丁寧に見る必要がある、誰が担うのか、資金はどうするのか、本人の料金負担はどうするのかといったことも丁寧に検討する必要がある。現在、高齢者困りごと支援事業では電球の取り換え等、非常に軽易な作業を無料で行っている。大都市部には要支援の方は多いので、おそらく中野にも多く存在していると考えられる。要介護者のうち、3分の1が要支援1・2であり、非常に多い。規模の非常に大きな話となるので、中期的な観点から、担い手を探す必要がある。ただ、これをボランティアのみでまかなうということは無理だと思うので、ニーズに沿った支援、サポートのあり方を考えていく事も中期的な課題として検討していきたい。

大阪府豊中市では、校区単位でボランティア募集のチラシを全戸配布したところ、1つの校区

で200人が手を上げたという記事が新聞に掲載されていた。ご存じのように、ドラマ『サイレントプア』のモデルになった地域である。先ほど、委員からも地域ベースでという話があったが、地域で活発に活動している町会・自治会などと組んで実施する必要がある。ただコーディネートをどうするかという問題があるのでそう簡単な問題でもないが、地域の土壌づくりは考えていく必要がある。サポートの仕方も色々ある。あまりガチガチに固めてしまうと手を上げる人も減ってしまうので認知症サポーター養成講座と組み合わせるなど、工夫の余地はある。

◆[重点目標② 幅広い層が担い手になる]について

委員長：では重点目標②の議論に移る。事務局より説明願う。

事務局：重点目標②について資料を説明

委員長：前回の皆さんのご意見が資料中の『取り組みの方向』の欄に反映されている。先ほどの議論にも関連してくるが、ご意見はいかがか。

地域活動デビューガイダンスは今年度より開催するとのことだが、どのような内容となるのか、構想などをお聞かせ願いたい。

事務局：現在、地域活動推進課の中では、例えばほほえみサービス事業やファミリー・サポート事業での有償ボランティア、無償のボランティアとしては先ほど話題にも上った高齢者困りごと支援事業やボランティアとして登録をして施設や個人で活動をするというような様々な活動の場面へつなげるということを目指している。今年度は社会福祉協議会が持っている有償・無償で活躍できるボランティアを見本市のような形で2階の劇場と3・4階の会議室を使い、まずは入り口となる講座を行った後で、個別の相談会と登録会を同時に行うということを半日程度かけて7月くらいに実施するべく、現在準備をすすめている。今日、ボランティアは全く無償で良いかというのと、全く無償というよりは少しお金をもらいながら責任を持って取り組むという方がターゲットとするシニア層にはフィットする部分があるのではないかと考えている。今回は、無償と有償のボランティアをセットでPRするというのを初めて行ってみたいと思っている。

委員：私は生涯学習サポーターの会をやっているが、社協には施設探検ということでサポーター養成講座の中の一つの講座として探検するグループへ説明していただき、互いに理解が深まり、ボランティア登録される方もいて、入り口的な役割を果たせた。

今年度も実行委員会で話が進んでいて、ただ知るだけではなく、一步進んで何か経験をしたいという話が出ており、さらに経験してみたらより深くつなげたいという意見も出ているので、また後日相談させていただきたいと思っている。今『見本市』という話があったが、区の方でも公益活動の交流会が先月行われ、参加してきたが、そこには様々な団体に来ていた。団体にして活動を継続していくというのは、モチベーションを維持するのがとても大変である。どんどん高齢化も進む。先日、昨年社協で講座を開催した長田氏が主催した講座があり、サポーターの会からも参加された方がいて、「すごく浮いてしまった」と言っていた。中野区から来た人達だけ高齢者で、あとは皆とても若い人達だったとのことで世代が全く違い、長田氏にも「そういえば中野は僕が行った時も年齢層がすごく高かったですよね」と言われたとのことだった。シニア層に元気があるということは良いことだが、シニアが会員という組織はさらに高齢化が進む。そうすると組織の新陳代謝はとても難しくなる。だから、現在ある団体をどう維持していったら元気に活動していくかということも指導いただくだけでなく、みんなで考えていかなければならない。入り口的なところと、今すでにある団体をどう維持していくのかという両方の視点を持って考えていくことが必要なのではないかな。場づくりもいいが、作ったその先についても視点として入れていただくとありがたい。

委員：地域活動デビューガイダンスに参加される方というのはやはりシニアの方をイメージしているのか。

事務局：この事業の対象としては退職された直後、あるいは退職後もアルバイトなどの仕事を続けられている方を想定している。現在は仕事をしている方に関しても、仕事のない日に地域で活動して地域とつながるということを積み重ねておくことで、その後退職した際に地域につながるように準備しておくことができる。実際にボランティアをしたいと来所し、ボランティアを始めるとボランティア活動をする中で町会とつながり、最終的には町会の活動がメインになっていくという方も何人かいらっしゃるの、入り口としての役割はボランティアセンターをはじめ社協がやりながら、将来的には地域や団体で活躍していただけるといいと思っている。そういう意味ではきっかけが大切になると思う。

委員：きっかけの一つとして、資料の表中の平成27年度の区民への働きかけの欄に『高齢者一人暮らしの犬の散歩等、ピンポイントで参加できるような活動もある』とあるが、こういう楽しい活動を入りに持ってくると、今ペットを飼っている人は多いので入りやすいのではないかなと思う。こんな活動もボランティアなのだと理解してもらえないのではないか。ボランティアというと、すごく高尚なことのように聞こえてしまうという方もいらっしゃる。そうすると身近なところで、高齢で犬の散歩ができなくなった方の応援をするのもボランティアであるということを知ってもらえる。あとは学生にとっても、土日だけでもいいという気軽さが入り口としてとてもいいきっかけづくりになると思う。

事務局：一人暮らしの方で、入院するときペットの世話をしてほしいという相談は実際に受けているが、生き物なので、ボランティアをコーディネートするには少々躊躇するテーマではある。しかし確かに家の中にも入らないので気軽ではある。ペットの散歩以外にも花の水やりなど、楽しくて見えやすく、わかりやすい活動は確かに地域活動への入り口としては良いかもしれない。

委員：ボランティアする側の趣味や好みとうまくマッチングすれば、長続きしやすいのではないかなと思う。

委員：今、学生という話があったが、地域活動デビューガイダンスに学生も参加させていただけるとありがたい。我々も大学の中でボランティア活動をするということを課題として課すが、どうしても「こういう場所があるよ、行ってらっしゃい」「終わりました、ではどうだったか」というぶつ切りのような形になってしまっているの、学生が中野デビューするきっかけの一つとしてはスムーズに入っていけるのではないかなと思う。ぜひ活用させて頂きたい。

委員長：大学生をはじめ中学生、高校生にもぜひ来ていただきたい。法政大学の多摩キャンパスで6月から7月くらいに、近くの団地の自治会、UR、市とで協定を結ぶことになっている。地域のためのイベントを開催する等ということを経営的にやるという協定になる。これは法政大学に限ったことではなく、全国のあちこちで締結され始めている。これは学生にとっても非常に教育的な意味がある。こういったことも中野でぜひ帝京平成大学、明治大学を含めて期待したい。

委員：町会としてもボランティアの人手はほしいが、それをコーディネートしてくれる機能がほしい。この資料にもあるように、社協がその役割を担ってくれるのだろうと期待している。学校との連携が必要であるということはこの資料にも書いてある。行事やイベントにも参加してほしいが、それ以上に見守りや防災・減災の場面で手伝ってもらえたらと思う。

委員長：月一回くらいの負担にならない形での参加が良いと思う。若い学生が来れば地域のそれだけで地域の皆さんは喜ぶのではないかな。

委員：私の町会のホームページでもボランティアを募集している。

委員：私のサロンへも学生が来る。学生が最後の挨拶で「お年寄りと生活した経験が今までなかったの、いい勉強になりました」「田舎で一人暮らしをしている祖母を思い出しました」などと言っていた。サロンへ来ていた学生は看護学生なのだが、看護の道に入ったときに今回の経験を踏まえて高齢者

の生活をイメージして退院調整をしてほしいと私は伝えている。高齢者の側も孫と話すようでとても楽しそうだった。だから地域で様々な活動をしているところへ学生にボランティアという形で入ってもらいたいのではないと思う。

委員長：チャンスは中学・高校ではないか。特に高校は、文科省が入試のあり方を変えようとしている。

単なる一回の試験の点数で判断するのではなく、達成度ということで判断をする。良いか悪いかは別として、人間性も含めて鍛えようという文科省の現在の方針はある。こういった方針には高校の教師や親も敏感であるからある意味ではチャンスととらえていいのではないか。ボランティアをやるのが試験をパスするための手段となっただけではないが、うまくとらえてやっていただきたい。

◆[重点目標① 多様な交流の場づくりを進める]について

委員長：では最後に重点目標①について、事務局より説明願う。

事務局：重点目標①について資料を説明

委員長：前回この点については非常に活発なご意見をいただいた。そのご意見が表中の取り組みの方向の中に反映されている。ご意見、ご質問等いかがか。

委員：ぜひお願いしたいのが、表中の達成目標の中にある居場所の一覧表の作成である。これができる、高齢者で健康だけれど何もすることがなく暇だという方や、軽度の認知症に近い状況の方もいるので、そういう方々に行き場を案内することができる。我々の団体では居場所としては月に男性向けに1回、女性向けに1回しか実施していないので、他の居場所も紹介できればいいと思っており、そのためには我々自身が紹介できるような一覧があるといいと思っている。

委員長：どのくらいで完成できそうか。

事務局：そういった期待を寄せていただくのは大変ありがたい。

先ほどの議論にも出ていたように、介護保険制度の改正で、ますます地域で元気な高齢者が行く場所が求められてきているというのは我々も聞いている。また、実際には高齢者会館や区民活動センターなどはあるが、そこもいっぱいだったり、徒歩5～10分圏内の歩ける範囲にそういった施設がなかったりというような方も現状では大勢いらっしゃるということも聞いている。そういう意味では、小さなサロン、地域の中での小さな居場所があることが重要なのではないかと考える。そのため、サロンを地域の中で複数作っていくことや、実際にサロンのような運営をされているところの情報を提供することを考えている。すでに地域担当職員が居場所を調べた情報が若干あるが、具体的に一般の方も参加できるのかどうかというところまで踏み込んでいかなければ、ただ掲載するだけでは情報提供にならない。そのためもう少し精査等が必要だと思っている。できるだけ早く、ということであればまずは第一段階として、わかっていることだけでも準備できるように取り組んで参りたいと思っている。

委員：地域担当職員がいるが、1カ月に1度で構わないので、担当職員にサロンに顔を出して社協の細かなサービスについて、3分講義でも5分講義でも構わないので話していただきたい。参加者には高齢者や、一人暮らしで将来が不安だという方も多し。我々にも今後どうしようかということ質問された方がいる。様々な資料をまとめて話をしていたが、社協の職員にもっと詳しく、困ったときにはこんなサービスがあるということを気軽に聞ける場があるといいと思う。大きな場所で開催される講演に参加するというのは高齢者にとっては難しい。だから、サロンにお茶を飲みに来ながら「こんな風に話を聞けてよかったわ」と言ってもらえるようにしたい。社協職員が来た時には何か話をしてほしいとよく私も言うが、各サロンへ行ったときに担当職員から話をしてもらえると、いろんなことをもっとわかるともらえると思う。

事務局：ご意見はありがたい。我々もそういった機会を作っていただけであれば、そのための地域担当職員

であるので、参加して参りたい。各職員は他の業務も抱えながら地域担当業務を行っているので、地域へ出ていくというのはなかなか難しかったが、今回福祉何でも相談という部署を作った。皆様の周囲で困っている方がいれば、その地域担当の職員と個別にアプローチできる福祉何でも相談の担当職員がいるということをぜひこの機会に覚えておいていただきたい。個別にアプローチをしてその方とお会いして、必要な福祉サービスなどにつなげるということもぜひやって参りたい。遠慮なく気軽にお申し出いただいて、我々も気を付けて必要な情報を地域へ持っていくということをしていきたいと思っている。

委員長：実際の相談に関してはこの二人の何でも相談担当職員へということでもいいか。

事務局：これまで通り、地域担当職員を主にさせていただいて構わないが、地域担当職員だけではなかなか調整ができない、社協のサービスだけでは調整できないというケースも当然出てくると思うので、そういった際に複数の関係機関に調整ができるという立場の何でも相談担当の職員が出てくるという風に考えていただければと思う。

委員長：これは局長へお願いしたいことだが、忙しいのはわかるが、地域へ出ることが社会福祉協議会の職員の重要な仕事だということは職員の方にぜひ認識していただきたい。顔を見せるということとは大切なことである。そうでなければ社協の存在感はなくなってしまう。

事務局長：サロンへは行くことは行っているが、まとめて時間を取るということはあまりやっていない。

事務局：言い訳になってしまうが、社協はサービスのメニューが多様なので、どこを担当している職員かによって、知識の濃淡はあると思う。何でも相談担当職員はいくつかの部署を経験しているので、様々な事業について詳細に語れる部分はあると思う。ただ、何でも相談はどのサービスを使うのか、というよりは、本人たちが何を望んでいるのかということに基づいて、つないでいくという、きめ細かさが必要になってくると思う。

サロンなどの場で地域担当職員が社協の事業を一般的に紹介するというにあたっては、もっと説明をする力を向上させていかなければならないと思っている。

委員：我々のサロンでも社協の事業紹介のパンフレットを机の上には置いている。しかし、たまには社協職員が来て、口で説明してもらいたい。こんなことがあったらこんなサービスがある、というようにパンフレットを使って説明してもらいたい。

委員長：都心部は一人暮らしの高齢者が非常に多い。一般世帯の10%を超えており、今後ますます増えていく。私はサロンはある程度歩いて行ける範囲にあった方がいいと思っている。そうなる、サロンの場所を地図に描いてほしいと思う。どのくらいのエリアにサロンが必要かを考えてほしい。中野区基本構想の会議でも、行政に拠点を作ってほしいと言った。行政と連携して、将来の拠点をどうするか考えてほしい。中野は拠点が課題である。将来的にいくつ必要なのか、そして年度ごとにどれくらい開発していくのかといったことを中期的な目標を立てて、取り組むべきである。世田谷社協はそれを重点的に取り組んだ。中野社協もぜひ取り組んでほしい。今年度は35か所、これでも大変だとは思いますが。

委員：今、マップという話がありこれは作った方がいいと思うが、まちなかサロンと居場所ということで分けて書いてある。東中野でテーマ型のサロン、認知症カフェができると聞いた。また地域に出る幅が広がると思うし、そういった情報収集とマップがあると良いと思う。

委員：高齢者の皆さんはシルバーパスを持っている方が多いので、バスや大江戸線を利用して移動する方も相当数いる。

委員：我々の町会でも昨年の12月からサロンを始めた。これには直接社協は関わっていないが、最初は24、5人の参加だったのが、今は50人近くの参加がある。遠くは野方、江古田方面から来る。バスを利用しているのだと思うが。口コミで話が広がり、いろんな方が来る。

委員：我々のミニサロンにも沼袋や野方の方面から来る方がいる。好きな方は遠くても来る。

委員：逆にこれ以上参加者が増えてしまったらどうしようかと思っている。

委員長：町会の実施しているサロンに別の町会から参加者が来るというのは、時代なのか。

委員：我々のサロンでは目玉となるメニューを作っている。骨密度の測定や血管年齢の測定など。

委員長：確かにメニューや運営の工夫次第かもしれない。ただスタッフの方にあまり負担になりすぎないようにする必要はある。この辺りは社協から提案していったらどうかと思う。

私の大学の地元でも様々な人材を活用し、ローテーションで行ったりしている。負担感が強いとどうしても続かないので。

委員：我々のサロンでは利用者とスタッフの線引きがない。利用者が講師になったりしているので、10年以上続いているのだと思う。

委員長：ここではこんな趣味活動を行っているというような情報でもいいのだと思う。幅広い情報が必要である。一人暮らしは今後増加していく一方であるので。

委員：一人暮らしだと行く場所がないので、会話もない。そのため認知症に進みやすい。

事務局：一人一か所居場所を見つけられるということを目指していきたい。

委員長：何か所でも構わない。

事務局：一か所というのは最低限ということである。

委員：我々のサロンへ来ている方の中にはいくつかのサロンへ行っている方もいる。

事務局：いくつかのサロンへ行っている方というのは、なぜいくつも行くのだろうか。

委員：やはり楽しいからだと思う。人と話すことで、自分があれ？と思うような情報が入ってくる。そしてそこから話がつながっていく。そうすることでいろんなことを知るきっかけにもなるし、友達もできる。だからいくつも行くのだと思う。

事務局：そういった方たちは継続的に来ているのか。

委員：継続して来ている。

委員長：やはり楽しくなければ参加はしない。この辺りも今後の展開を考えてもらいたい。

委員：サロンののぼりがあるが、あれは個人宅で開催するサロンでも家の前に立てているのか。

事務局：小さい旗については毎回かけていただいているが、のぼりは会場の都合により立てられるところと立てられないところがあるので、希望に沿ってということにしている。これらの旗やのぼりは皆さんの提案で作らせていただいた。

委員：個人宅の場合はあぁいった旗がないとなかなか入りにくいという声があったので提案した。

委員長：サロンについては、社会福祉施設の寄与というのも新たなテーマであるので、この辺りは次回にでも報告いただきたい。

(2) 第2回なかの地域福祉推進フォーラムについて

委員長：では、次の協議事項に入りたい。事務局より資料2の説明をお願いします。

事務局：資料2の説明

委員長：前は平日開催のため帝京平成大学の学生が多く参加したことで参加人数が多かったが、今回は土曜日開催である。福祉をテーマとしたものとしてはなかなか強気な企画だと思う。皆さんから質問やご意見はいかがか。

委員：時間が長いのではないかと思う。前回参加したが、年齢のせい集中力が保てなかった。3時間半という長い時間だとどうだろうか。

事務局：当初は一日がかりでプログラムを考えていた。これでも時間を短縮した。

委員長：社協の職員は福祉で収入を得ているが、一般市民は福祉で収入を得ているわけではないので、

一般市民が参加しやすいようにということにくれぐれも留意していただきたい。

ただ全体会のみで帰るという方も想定しての二部構成にはなっている。

委員：昨年学園祭の時にソーシャルワーカー協会の記念講演会有り、結構な数の参加があった。

事務局長：今回のフォーラムも学園祭とコラボレーションという案もあった。

事務局：ただ分科会となると、会場を多くとってしまうこととなるので、ご迷惑となってしまうかと思
い翌週にずらした。

事務局長：皆さんからはフォーラムの開催を危惧する声が多いので、もっと内容を練っていきたい。

委員長：関係者の方、住民の代表者を分科会のシンポジストに呼ぶなど工夫は必要である。皆さんの中
からもぜひ企画委員になっていただきたいということで事務局からの声掛けもあるとのことなの
で、ぜひご協力いただきたい。市民の立場からご意見を出していただきこのフォーラムを良いも
のにしていきたいと考える。

(3) 今後のスケジュールについて

委員長：では今後のスケジュールについて事務局より説明願う。

事務局：今後のスケジュールについて説明。

3. 次回の日程

平成27年10月27日(火) 14:00~16:00

会場：スマイルなかの3階AB会議室

4. 閉会

委員長：これにて閉会とする。